

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月28日
【会社名】	株式会社 島根銀行
【英訳名】	THE SHIMANE BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 鈴木 良 夫
【本店の所在の場所】	島根県松江市朝日町484番地19
【電話番号】	(0852)24－1234(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 朝 山 克 也
【最寄りの連絡場所】	島根県松江市朝日町484番地19
【電話番号】	(0852)24－1234(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 朝 山 克 也
【縦覧に供する場所】	株式会社島根銀行 鳥取支店 (鳥取県鳥取市戎町501番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年6月26日開催の当行第168期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

①株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金25円

総額 138,930,775円

②効力発生日

平成30年6月27日

第2号議案 取締役9名選任の件

鈴木良夫氏、飯塚貴久氏、朝山克也氏、吉川隆博氏、松井和城氏、竹原信彦氏、森脇章雄氏、上野豊明氏及び多々納道子氏を取締役に選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

長岡一彦氏を補欠監査役に選任する。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

田頭基典氏、若槻明彦氏及び金築宏氏に退職慰労金を贈呈する。

また、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止する。鈴木良夫氏、飯塚貴久氏、朝山克也氏、吉川隆博氏、松井和城氏、竹原信彦氏、上野豊明氏、多々納道子氏及び監査役の小谷周作氏、周藤滋氏、石原明男氏、岡崎勝彦氏に対して、本総会終結のときまでの在任期間に対応する退職慰労金を支給することとし、贈呈の時期は各氏の退任時とする。

第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

各事業年度の業績に基づく業績連動賞与の支給を可能とするため、かかる報酬枠を月額から年額に改め、取締役については、使用人給与相当額を除き、現行の月額900万円の12倍の額となる年額10,800万円（うち社外取締役分は年額600万円）以内とし、固定の月額報酬及び業績連動賞与のための報酬枠とさせていただくこと、併せて監査役についても、現行の月額180万円の12倍の額となる年額2,160万円以内に改定する。

第6号議案 取締役および監査役に対する株式報酬制度導入の件

取締役等の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、社外取締役を除く取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、ならびに社外取締役にあっては監督を通じ、監査役にあっては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としており本議案は、当行の取締役及び監査役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託」を導入するものである。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)(注)3
第1号議案 剰余金の処分の件	33,265	81	0	(注)1	可決 99.75
第2号議案 取締役9名選任の件					
鈴木 良夫	32,596	740	10		可決 97.75
飯塚 貴久	31,930	1,406	10		可決 95.75
朝山 克也	31,951	1,385	10		可決 95.81
吉川 隆博	33,053	283	10		可決 99.12
松井 和城	33,052	284	10	(注)2	可決 99.11
竹原 信彦	33,053	283	10		可決 99.12
森脇 章雄	33,053	283	10		可決 99.12
上野 豊明	31,905	1,431	10		可決 95.67
多々納 道子	31,911	1,425	10		可決 95.69
第3号議案 補欠監査役1名選任の件					
長岡 一彦	33,131	215	0	(注)2	可決 99.35
第4号議案 退任取締役に対する退職 慰労金贈呈および役員退 職金制度廃止に伴う打ち 切り支給の件	29,312	4,034	0	(注)1	可決 87.90
第5号議案 取締役および監査役の報 酬額改定の件	32,934	412	0	(注)1	可決 98.76
第6号議案 取締役および監査役に対 する株式報酬制度導入の 件	24,842	8,504	0	(注)1	可決 74.49

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 本株主総会に出席した株主の賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数は、閉会後における当該株主からの議決権行使結果の確認票の提出に基づくもの。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
該当事項なし。